

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年11月26日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	2件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000148号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000030号

第1 結論

昭和54年12月から昭和63年7月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和30年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年12月から昭和63年7月まで

昭和54年の結婚を機に、夫婦二人で国民年金に加入し、毎月、妻がA市役所のB支所に出向いて、請求期間の国民年金保険料を納付した。

請求期間当時の保険料に関する書類は、転居の際に廃棄してしまったので持っていないが、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたので、調査の上、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和54年の結婚を機に、夫婦二人で国民年金に加入し、毎月、妻がA市役所のB支所に出向いて、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者の国民年金に係る被保険者資格の取得年月日は平成17年1月1日となっており、請求期間は、国民年金に未加入であることから、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者の基礎年金番号とは別の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム等による氏名検索において、請求者に別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない上、A市も、請求者が請求期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた記録は確認できない旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求期間について、請求者と一緒に国民年金保険料を納付していたとする請求者の妻も、国民年金に未加入となっており、請求者の主張と符合しない上、請求期間は、104か月と長期間であり、これほどの期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000197号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000105号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成18年3月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成20年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年3月から平成19年8月までは15万円を16万円、平成20年9月は16万円を18万円とする。

平成18年3月から平成19年8月まで及び平成20年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成18年3月1日から平成21年2月28日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成18年3月から平成19年8月までは28万円、同年9月から平成21年1月までは26万円とする。

平成18年3月から平成21年1月までの訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年3月1日から平成21年2月28日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額より低いので、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成18年3月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成20年9月1日から同年10月1日までの期間について、請求者及びA社から提出された給与明細書により、請求者が当該各期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成18年3月1日から平成19年9月1日までの期間及び平成20

年9月1日から同年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成18年3月から平成19年8月までは16万円、平成20年9月は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、A社は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う報酬月額を届出し、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付した旨回答していることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該各期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成19年9月1日から平成20年9月1日までの期間及び平成20年10月1日から平成21年2月28日までの期間について、前述の給与明細書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であるものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間について、前述の給与明細書及び日本年金機構の回答により、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額及びオンライン記録の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、前述の給与明細書により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成18年3月から平成19年8月までは28万円、同年9月から平成21年1月までは26万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間の訂正後の標準報酬月額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000157号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000106号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年7月

A社に勤務した期間のうち請求期間の賞与の記録がない。請求期間に事業所から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

商業登記簿によると、A社は既に破産しており、破産時の元事業主に照会したが回答がない上、同社の破産管財人は、同社に係る貸金台帳等の関連資料を保管していない旨回答しており、請求者の請求期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社が請求期間当時加入していたB健康保険組合から提出された請求者に係る適用台帳(写)には、当該期間に係る賞与記録が見当たらない。

さらに、請求者の賞与の振込先であったとする金融機関は、請求期間の取引履歴について、保存期間経過のため保管していない旨回答している上、請求者の当該期間に係る課税資料について、C市の担当者は、保存期間経過のため提供できない旨陳述しており、このほか、請求者の当該期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000151号

厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000107号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年9月1日から平成17年10月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額が、実際に同社から支払われた給与支給額に見合う標準報酬月額より低く記録されているので、当該期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う額に見直ししてほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、同法による記録の見直し及び保険給付が行われるためには、これらの標準報酬月額のいずれもがオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要がある。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳、給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書によると、請求者の請求期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることがうかがえるものの、請求期間のうち、平成8年1月1日から平成17年1月1日までの期間について、前述の給与所得の源泉徴収票及び市民税・県民税特別徴収税額の通知書に記載された社会保険料等の金額又は社会保険料は、請求者が主張する標準報酬月額に見合う社会保険料の年額と乖離する一方、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料の年額と同程度であることから、当該期間に係る各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であった事情はうかがえない。

また、請求期間のうち、平成4年9月1日から平成8年1月1日までの期間及び平成17年1月1日から同年10月21日までの期間については、請求者は厚生年金保険料控除額が確認できる資料を保管していない上、A社は、「控除の事実を確認できる資料については、関係書類の保管期間が過ぎており、当時の資料を提供することができない。」と回答しており、請求者の当該期間に係る保険料控除額を確認することはできない。

さらに、A社の複数の同僚から提出された請求期間に係る給与支給明細書を見ると、各月の支給総額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、各月の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額である。

このほか、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。